

○障がいなどで投票所に行けない方へ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方は、その障害の程度により、必要な手続を行えば、ご自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。

1 郵便等による不在者投票制度とは

郵便等による不在者投票制度とは、身体の重度の障がい等により、投票所に行けない方がご自宅で投票用紙等に記入し、郵便等（郵便又は信書便）を利用して選挙管理委員会に送付することにより投票できる制度です。投票の方法には下記の2つがあり、それぞれ利用できる方の要件が異なります。

- ① 投票用紙等にご本人が記入する方法
- ② 投票用紙等にご本人が記入できないため、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権を有する方に限ります。）に記入してもらう方法

2 郵便等による不在者投票制度を利用できる方の要件

投票用紙等への記入を誰が行うかにより、この制度を利用できる方の要件が異なります。

① 投票用紙等にご本人が記入できる場合

⇒身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、次のアからウまでのいずれかに該当する方が対象になります。

ア 身体障害者手帳に記載されている障がいが下表の○印の程度に該当する方

障がいの内容	障がいの程度			備 考
	1 級	2 級	3 級	
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△	手帳の記載内容では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○	
免疫、肝臓の障がい	○	○	○	

※上記の障害程度等級に該当しない場合でも、障害の複合などにより、郵便等による不在者投票ができる程度の等級と同等であると富山県知事から認定された場合は、郵便等による不在者投票ができます。

イ 戦傷病者手帳に記載されている障がい下表の○印の程度に該当する方

障がいの内容	障がいの程度				備 考
	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	
両下肢、体幹の障がい	○	○	○		手帳の記載内容では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○	

※上記の障害程度等級に該当しない場合でも、障害の複合などにより、郵便等による不在者投票ができる程度の等級と同等であると富山県知事から認定された場合は、郵便等による不在者投票ができます。

ウ 介護保険の被保険者証に記載されている要介護常態区分が「要介護5」である方

- ② 投票用紙等にご本人が記入できないため、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権を有する者に限ります。）に記入してもらう場合（代理記載）
 ⇒身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、「①投票用紙等にご本人が記入できる場合」のア～ウのいずれかに該当し、かつ、次のA又はBのいずれかに該当する方が対象になります。

A 身体障害者手帳に記載されている障がい下表の○印の程度に該当する方

障がいの内容	障がいの程度	備 考
	1級	
上肢、視覚の障がい	○	手帳の記載内容では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

B 戦傷病者手帳に記載されている障がい下表の○印の程度に該当する方

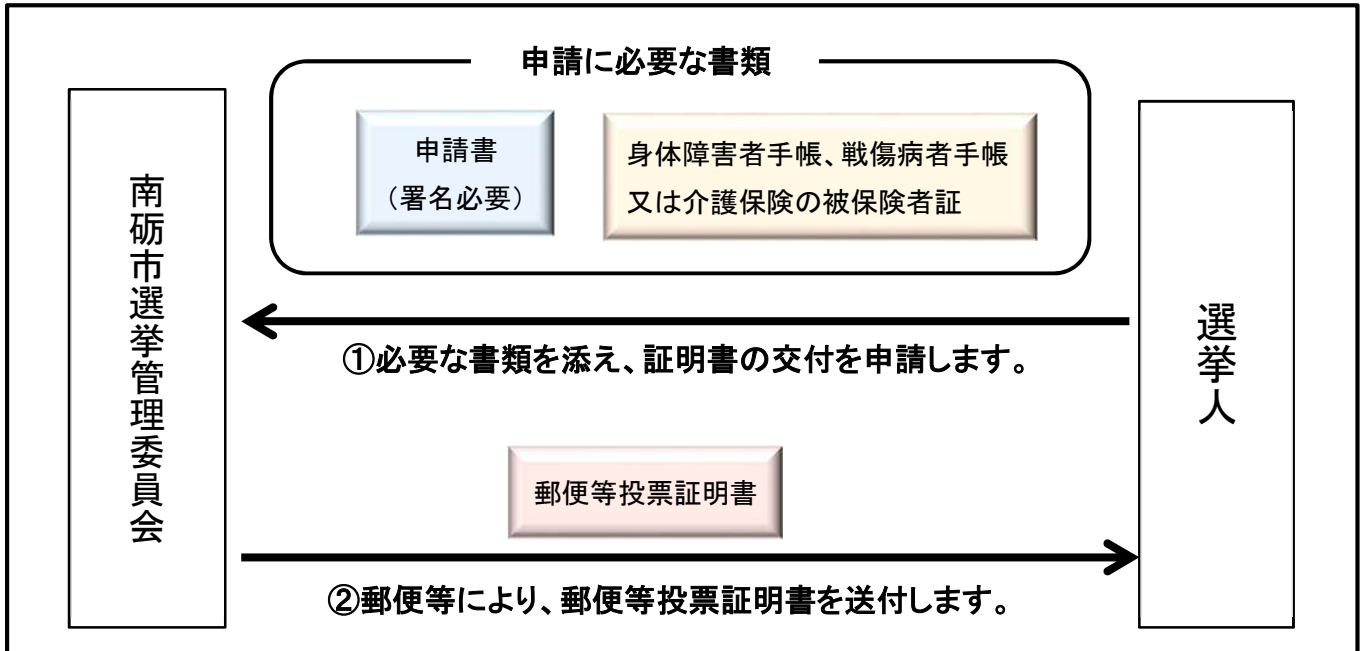
障がいの内容	障がいの程度			備 考
	特別 項症	第1 項症	第2 項症	
上肢、視覚の障がい	○	○	○	手帳の記載内容では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※郵便等による不在者投票ができる選挙人のうち、上記の障害程度等級に該当しない場合でも、障害の複合などにより、代理記載制度による郵便等での投票ができる程度の等級と同等であると富山県知事から認定された場合は、代理記載制度による郵便等での投票ができます。

3 郵便等による不在者投票制度を利用するための手続

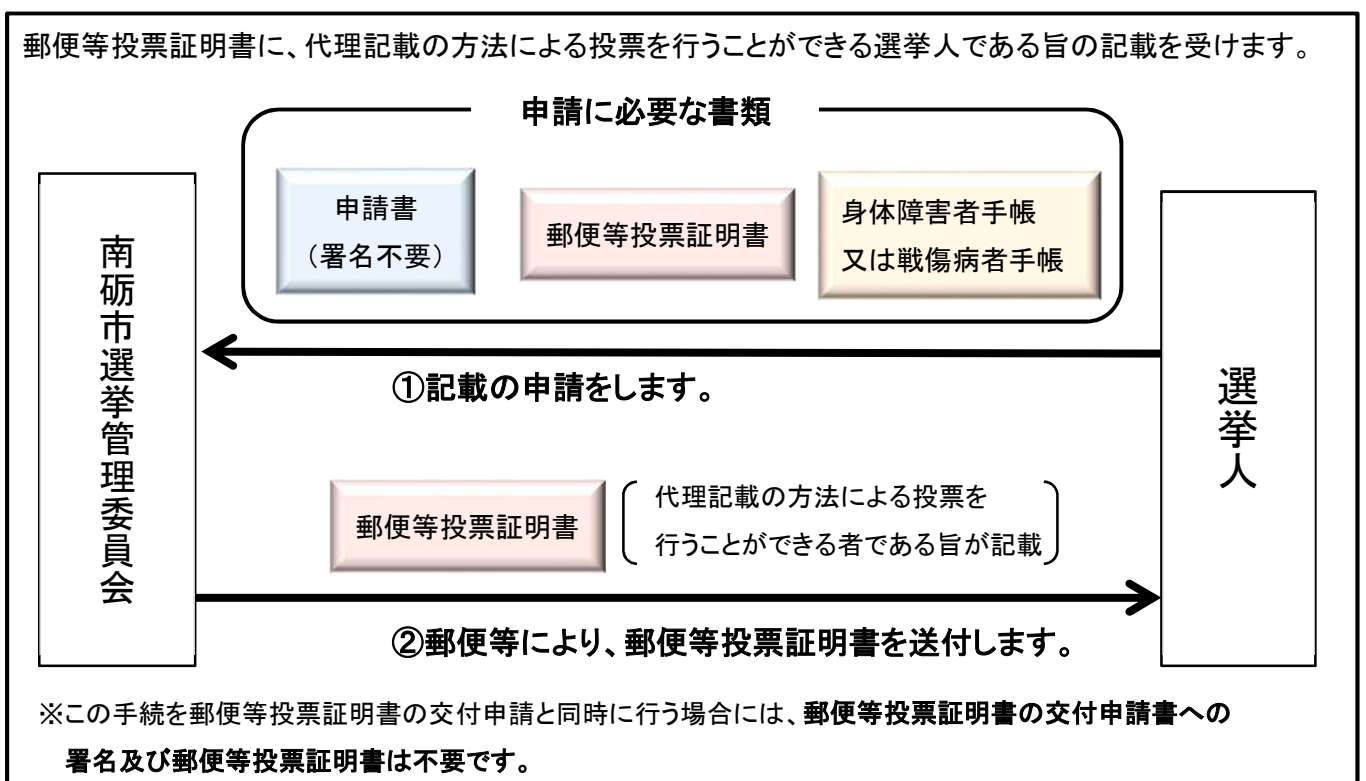
郵便等による不在者投票制度を利用して、投票を行うには、あらかじめ南砺市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請し、入手する必要があります。 交付申請手続は、下記のとおりです。

① 郵便等投票証明書の交付申請手続

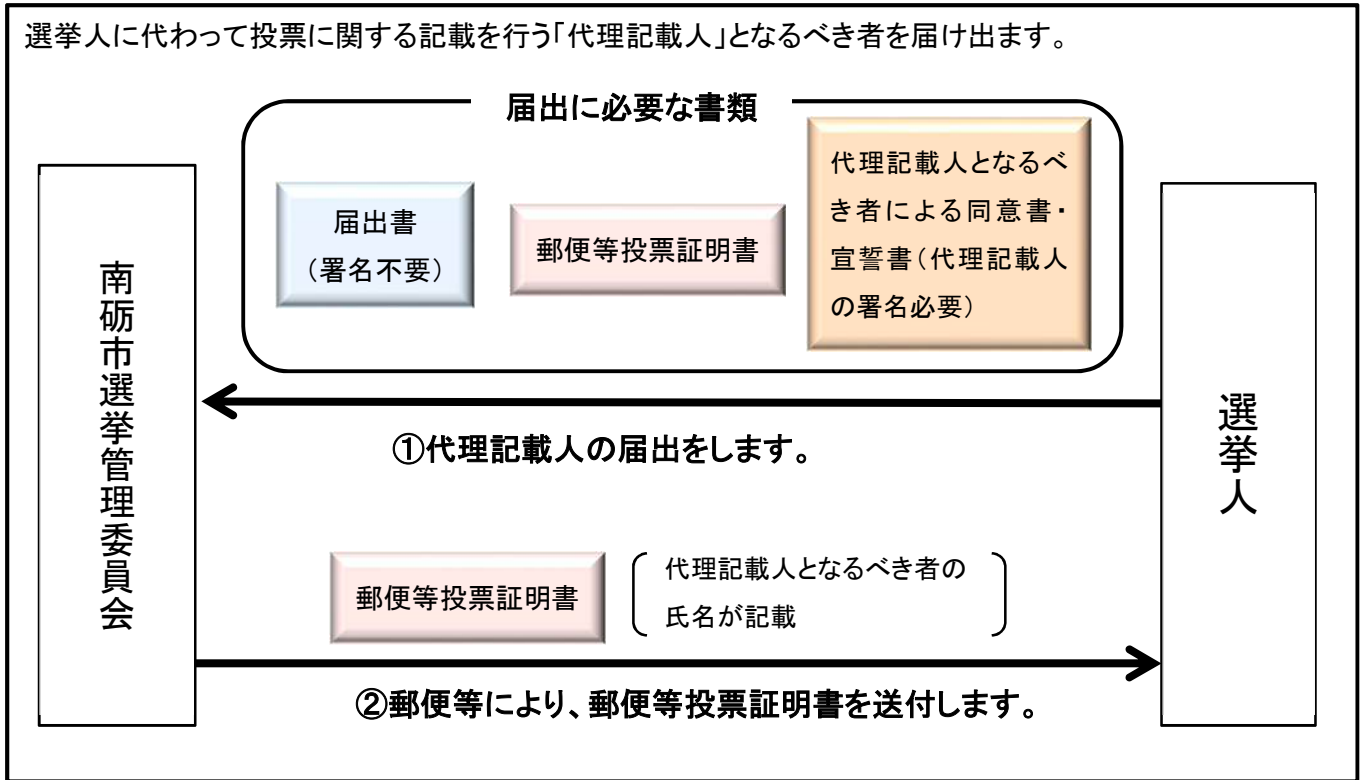


◎ また、代理記載の方法による投票を行うためには、あらかじめ、①の郵便等投票証明書の交付申請に加え、次の②及び③の手続を行っておく必要があります。なお、①から③までの手続は、同時に行うことが可能です。

② 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続



③ 代理記載人となるべき者の届出手続



- ◎ 郵便等投票証明書の交付の手続には時間を要します。郵便等投票証明書の申請は、選挙期間中に限らずいつでも受け付けていますので、お早めの申請をお願いします。
 なお、郵便等投票証明書には有効期間が設けられています。有効期間を過ぎた場合は、再交付の申請が必要になりますのでご注意ください。

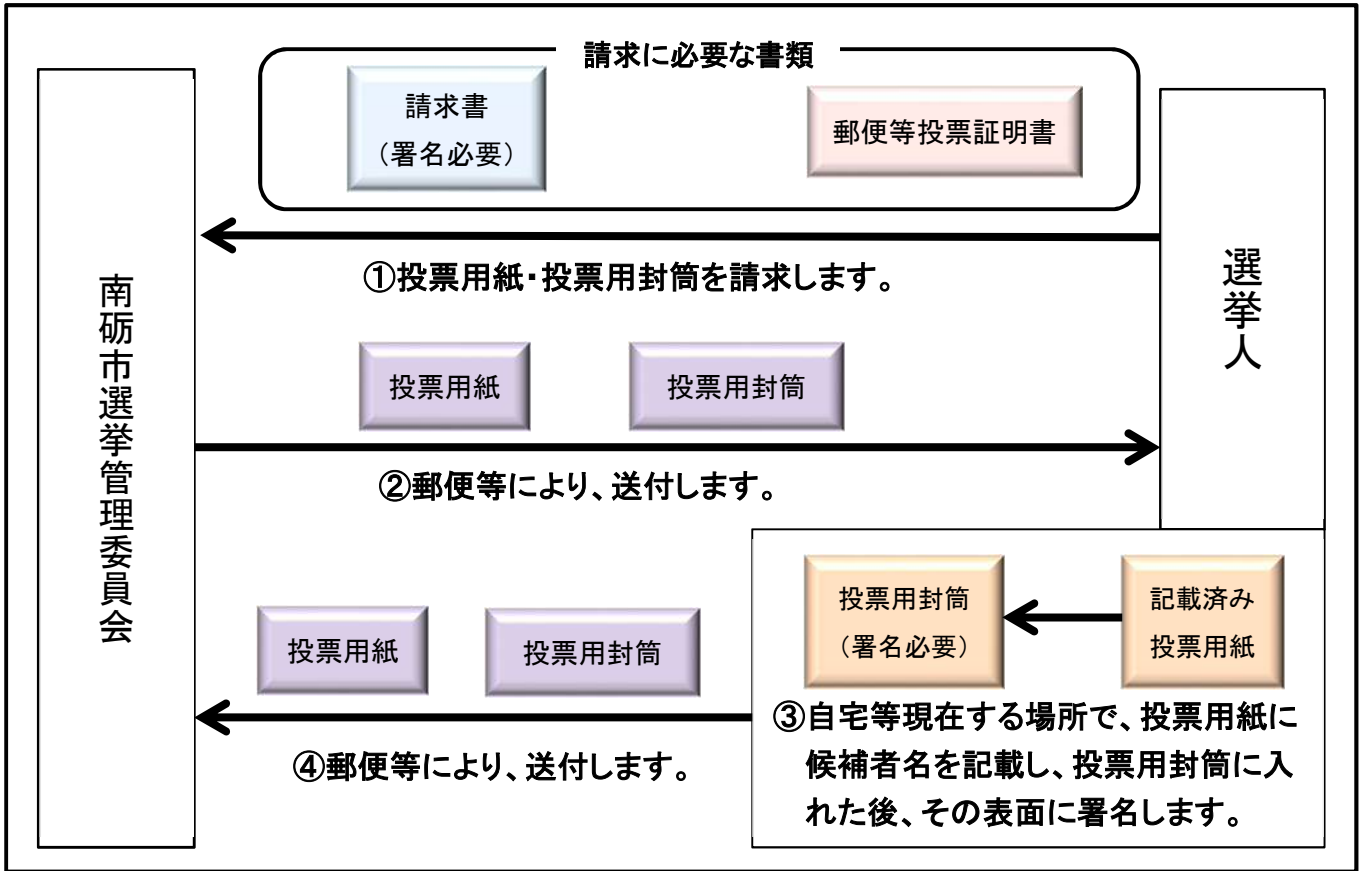
【郵便等投票証明書の有効期間】

交付を受けられた方	有効期間
要介護者	交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日まで
要介護者以外	交付の日から7年間

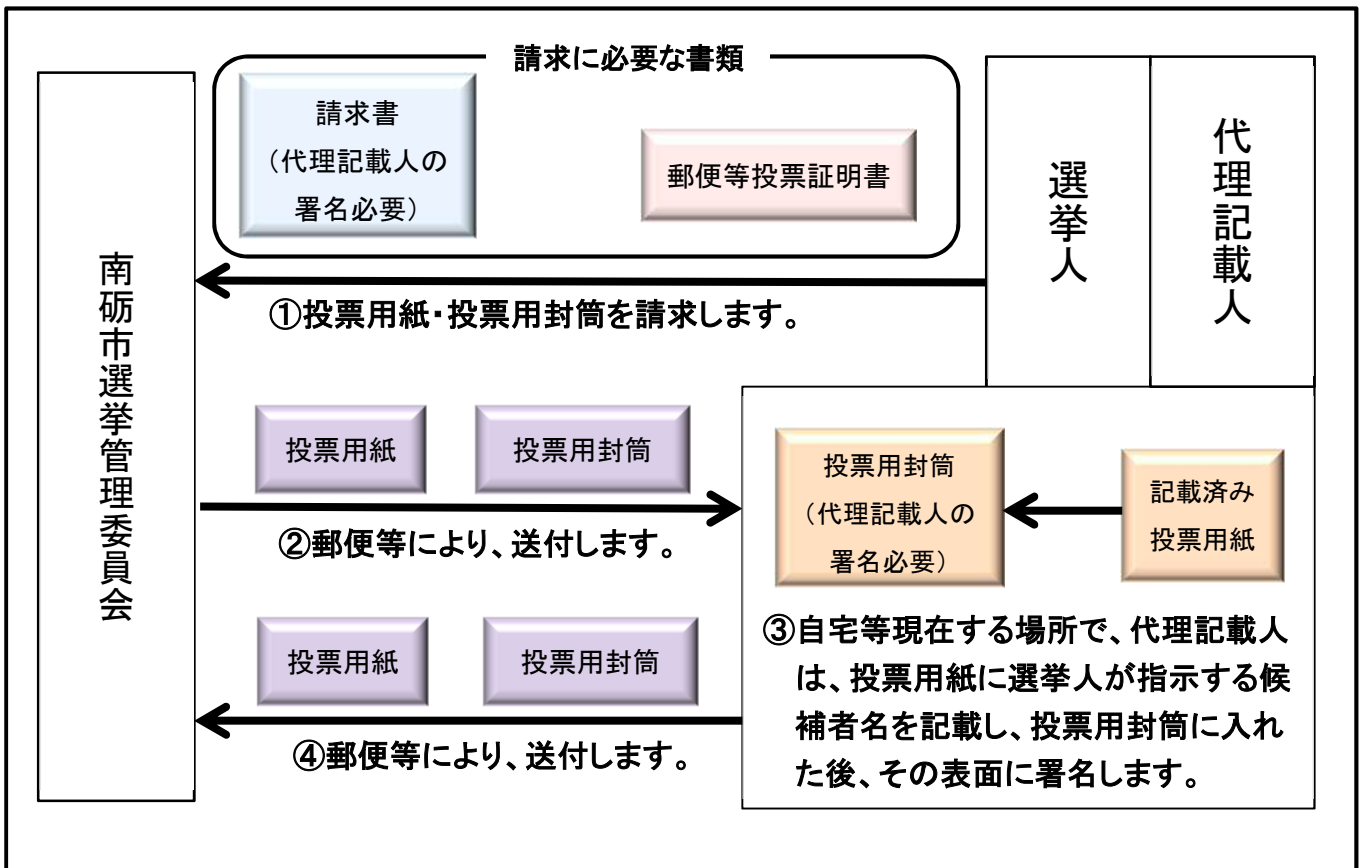
4 投票手続

投票の手続は以下のとおりです。なお、投票日の4日前までに南砺市選挙管理委員会に投票用紙等の請求を行う必要があります。

① 投票用紙等にご本人が記入できる場合



② 代理記載の場合



郵便等による不在者投票制度 F A Q

【郵便等投票証明書について】

Q. 郵便等投票証明書は、申請から何日ぐらいで交付してもらえるの？

A. はっきりとした日数はいえませんが、申請から交付までは、おおよそ1週間はかかると考えてください。選挙の告示（公示）後に交付を申請されても、投票に間に合わない場合（特に、不在者投票期間が短い南砺市長選挙、南砺市議会議員選挙）があります。郵便等投票証明書の申請は、選挙期間中に限らずいつでも受け付けていますので、お早めの申請をお願いします。

Q. 代理記載による方法の郵便等投票証明書の申請方法がよく分かりません。

A. 簡単に説明すると、下記のとおりになります。

① 郵便等投票証明書を申請し、交付してもらいます。



② 代理記載による方法で投票をするためには、交付された郵便等投票証明書に、代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨が記載されていないといけないので、その記載の申請を行います。



③ 申請が認可されたら、①で交付した郵便等投票証明書に、代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨が記載されます。



④ さらに、代理記載人となるべき方の届出がされていないと、代理記載の方法による投票ができませんので、その届出を行います。



⑤ 届出が認可されたら、③で交付した郵便等投票証明書に、代理記載人となるべき方の名前が記載されます。

代理記載による方法の郵便等投票証明書の申請方法は、以上のとおりなのですが、①、②及び④の申請又は届出を、上記の順を追って、それぞれ申請・届出をするとなると、かなりの時間を要します。そこで、①、②及び④の申請又は届出を一括ですることが認められています。

つまり、代理記載による投票ができる要件を満たす方は、①の郵便等投票証明書を申請する段階で、②の記載の申請及び④の代理記載人となるべき方の届出ができますので、それぞれの申請又は届出に必要な書類を、①の郵便等投票証明書を申請する際に全て提出してください。それぞれの申請及び届出が認可されましたら、代理記載による方法の郵便等投票証明書が、1回の手続で交付されます。

Q. 郵便等投票証明書の有効期限はあるの？

A. あります。要介護者の方は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日まで有効です。要介護者以外の方は、郵便等投票証明書の交付の日から7年間有効です。

有効期限が過ぎた際は、再交付を受ける必要があるため、速やかに再交付の申請をしてください。なお、南砺市選挙管理委員会から、再交付に係る通知はしませんので、郵便等投票証明書の有効期間にはご注意ください。

【投票について】

Q. 投票用紙等はいつから請求できるの？

A. 投票用紙等の請求は、選挙の告示日（公示日）よりも前からできます。ただし、投票日の4日前までに請求しなければいけません。投票用紙等の請求は、（特に不在者投票期間の短い南砺市長選挙、南砺市議会議員選挙の際は、）時間に余裕を持ち、なるべくお早めをお願いします。

Q. 自宅で投票を済ませましたが、別の誰かに投票を持たせて、直接、選挙管理委員会に投票を提出させようと思っています。差し支えないですか？

A. 郵便等による不在者投票では、投票を郵便又は信書便で選挙管理委員会に送付しなくてはならず、郵便又は信書便以外の方法による投票の提出は、一切認められません。自宅での投票が遅くなりますと、投票当日までに投票が選挙管理委員会に届かず、投票が無効になる可能性があります。投票も、なるべくお早めにお済ませし、余裕を持って郵便又は信書便で選挙管理委員会まで送付してください。

Q. 点字による投票はできるの？

A. 郵便等による不在者投票では、点字による投票はできません。視覚に著しい障がいをお持ちの方は、代理記載による投票ができますので、郵便等投票証明書の交付申請の際に、代理記載人の届出を行ってください。

Q. 何か罰則はありますか？

A. 代理記載人が、選挙人の指示する候補者名を記載しなかったなどの場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。